福島県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第２期）

令和　４年１１月２２日制定
福島県市町村総合事務組合管理者

１　目的

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条第 5 項に基づき、福島県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）を定めるものである。

２　計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間とする。

３　女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、適宜協議を行うものとする。

４　女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析し、女性職員の活躍を推進するため、次の目標を設定する。

⑴　月 30 時間を超える時間外勤務をできるだけしないよう職員の意識向上を図るとともに、適宜業務量の見直しを行う。

⑵　年次休暇の取得率を最低 30％となるように、取得率の低い職員に対し取得を促す。

５　女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

４で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

⑴　出産を控えている全ての男女に対し、管理職員による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用推進やキャリアプランに関する助言を行う。

⑵　育児休業等の両立支援制度を利用したことのみによって、昇格・昇任に不利益とならないようにする。

⑶　育児休業等の取得前後において、職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

⑷　男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員の意識改革を図る。

⑸　管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

⑹　職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。

⑺　年次有給休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

⑻　ワークライフバランス（仕事と生活の調和）推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくりを実施する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項及び第 21 条の規定に基づき、取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報について、別紙のとおり公表する。

令和６年６月３日

福島県市町村総合事務組合
管理者　宮　田　秀　利

1　採用した職員に占める女性職員の割合

令和３年度は、職員の採用を行わなかった。

令和４年度は、常勤職員（１名、100%）を採用した。

令和５年度は、職員の採用を行わなかった。

2　職員に占める女性職員の割合

年度	職員
令和３年度	28.6%
令和４年度	42.9%
令和５年度	42.9%

3　管理職に占める女性職員の割合

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
女性管理職員数	１人	１人	１人
全管理職員数	３人	３人	３人
女性職員の割合	33.3%	33.3%	33.3%

4　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度４月１日現在）

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
課長級以上	女性職員数	１人	１人	１人
	全 職 員 数	３人	２人	２人
	女性の割合	33.3%	50%	50%
課長補佐級	女性職員数	０人	０人	０人
	全 職 員 数	０人	１人	１人
	女性の割合	０%	０%	０%
係　長　級	女性職員数	０人	０人	０人
	全 職 員 数	１人	０人	０人
	女性の割合	０%	０%	０%

5　男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

区分	男　性			女　性		
	対象者数	取得者数	取得率	対象者数	取得者数	取得率
令和３年度	０人	０人	―	０人	０人	―
令和４年度	０人	０人	―	０人	０人	―
令和５年度	０人	０人	―	０人	０人	―

6　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

⑴　配偶者出産休暇

年度	対象者	取得者	取得率
令和３年度	０人	０人	―
令和４年度	１人	１人	100％
令和５年度	０人	０人	―

⑵　育児参加休暇

年度	対象者	取得者	取得率
令和３年度	０人	０人	―
令和４年度	１人	０人	０％
令和５年度	０人	０人	―

7　時間外勤務の状況

職員１人当たりの平均時間外勤務時間

年度	目標	時間/月
令和３年度	月 30 時間以下	0 時間
令和４年度	月 30 時間以下	0 時間
令和５年度	月 30 時間以下	0 時間

8　年次休暇取得率（各年１月１日～12 月 31 日）

年	目標	取得率
令和３年	30.0％	36.0％
令和４年	30.0％	40.8％
令和５年	30.0％	50.3％

令和５年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：福島県市町村総合事務組合

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９１．５％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	０％
全職員	９７．０％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
課長相当職	０％
課長補佐相当職	０％
係長相当職	０％
係員	７７．８％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	０％
３１～３５年	０％
２６～３０年	０％
２１～２５年	０％
１６～２０年	０％
１１～１５年	０％
６～１０年	７８．５％
１～５年	０％

【説明欄】

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。